

佐賀城公園旧さがレトロ館トライアルサウンディング Q&A

令和6年6月21日

内容	回答
賃料はいくらか。	佐賀県立都市公園条例に基づく算定では、建物+外構を含めて約13万円/月となるが、本格運用に向けて今後検討していく。
駐車場の使用料は発生するのか。	公園全体の駐車場で共用となる。使用料は無料だが、レトロ館利用者以外（公園利用者）も利用する。
本格運用した時の水道光熱費はどれくらいか。	以前のカフェレストランの時は、月30万程度と聞いている。
暫定活用した人しか本格運用の際に応募できないのか。	暫定活用の可否は本格運用募集の際の要件としては求めない。ただ、実際に使うことで具体的な提案ができると考えている。
個別の部屋の鍵はかかるか。	鍵はかかる。
個別の窓は空くか。	窓は空く。
借りている期間、物品を置いておいてよいか。	借りている期間は可能。
借りている期間、休業日があってもよいか。	休業日があってもよい。
暫定活用時は、清掃（内外）は誰が行うのか。	借りる範囲は事業者で行う。外構部分は県で行う。初回の清掃は、初回に利用する事業者と県で協力して行う。
本格運用時は、掃除（内外）は誰が行うのか。	借りる範囲は事業者で行う。外構部分も含むことを想定している。
消防法の手続きはどうなっているか。	現在施設休業中に伴い、使用を休止している。暫定活用前までに県で点検を行い使用開始届を提出する。
保健所の手続きは必要か。	お弁当等を持ってきて販売のみを行う場合や、仮設営業許可を持たれている状況での販売は不要であるが、レトロ館内で食品を扱う場合は、保健所にて各自必要な手続きを行うこととなる。
60日以降の延長は可能か。	可能であるが、事業実施期間終了後の手続きとなるため、延長できるかは応募状況による。
入場料（イベントの際の）はとってよいか。	収益事業を想定しているのでよい。
施設内の模様替えは行ってよいか。	内容について県と協議のもと行ってよい。
施設本体は文化財の指定など法的な規制がかかってくるか。	施設本体は文化財の指定はない。当該地区は各種法的規制がかかってくるので、各自県HPに掲載の実施要領p7をご確認いただきたい。
空調は使用できるのか。	使用可能。使用前に県で点検及びフィルター清掃を行う。
厨房機器は使用できるのか。	暫定活用時は使用不可。基本的には厨房機器の使用可否の判断は各事業者にて判断していただくことを想定しているが、今回の暫定活用で本格運用時に厨房機器の使用のニーズがあれば、事前に県で調査することも含めて検討したい。
暫定活用時の施設の修繕は誰が行うのか。	暫定利用の支障となる範囲の必要最低限において、県で対応したい。
本格運用前の工事や設備投資は誰が行うのか。	事業運用上必要な工事や設備投資は事業者で行っていただくことを想定している。なお、施設の経年に伴い必要となる改修については、本格運用前までに県で対応したい。
本格運用時の施設の維持管理は誰が行うのか。	基本的な施設の維持管理（植栽管理/清掃/警備/各種点検等）は事業者で行っていただくことを想定している。施設の経年に伴い必要となる修繕については、県で対応したい。
実施期間については、合計の営業日が60日以内であれば2か月以上の期間での申請も可能か。	事業開始日から起算して最長60日以内の範囲内において申請してください。
同事業者が申請書を分けて同一時期に期間が被らない申請をすることは可能か。 (例：①8～9月、②10～11月の申請を7月に提出)	幅広い事業者の方々にさまざまな内容を試していただきたいため、提案内容が別の場合は可能。